

2008年7月3日

厚生労働省社会・援護局地域福祉課 御中

団体名 社団法人日本社会福祉士会
代表者 会長 村尾 俊明

「ホームレスの自立支援等に関する基本方針（案）」についての意見

当会では、かねてより東京都支部、神奈川県支部、愛知県支部、大阪府支部、広島県支部、福岡県支部等において、行政からホームレスの自立の支援に関する事業を受託し行って参りました。また、他にも自主的に支援に関わっている支部や会員の社会福祉士は多くいます。

平成15年1月実施の「ホームレスの実態に関する全国調査」に比較して平成19年の全国調査で6、732人の減少が見られるのは、平成15年の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針」の成果とも思います。しかしながら、全国どの都道府県でも減少しているわけではなく、増加しているところも見受けられ、路上生活の長期化や高齢化が報告されています。今回の「ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（案）」がより实际的にホームレスの自立を促進するものとなるように、「ホームレス対策の推進方策」として提示されている「各課題に対する取組方針」について、5点意見を述べさせていただきます。

1. 「(2) 安定した居住の確保について」への意見

ホームレスの自立には就業の機会確保と同様に安定した居住確保について支援することが極めて重要であると考えます。居住が確保されていない故に就労の機会が確保できない場合が多く、就労機会の確保と居住の確保を結びつけて一体的に支援する必要があります。

安定した居住確保については、人権擁護の観点からも基本的なことと思います。東京では、平成16年から実施した「地域生活移行支援事業」に3100人以上が利用し、東京都のホームレス数減少の大きな要因となりました。これは、公園や河川敷に起居していたホームレスに、東京都が借上げた一般アパートを2年間、月額3千円で貸し付け、自立に向けた支援と公園本来の機能の回復を目的としたものです。

基本方針（案）では、「自立した日常生活を営むことが可能となった、ホームレスに対して」支援を行い居住の確保が必要とされていますが、ハウジングファーストの構想を取り入れ、「自立した日常生活を営むことが可能となるよう」公営住宅等の低額家賃の住宅確保とともに借上アパートの制度化を検討していただきたいと思えます。

敷金等の初期費用と月々の家賃の補助があれば生活していける人たちが多くおります。住宅扶助費の単給の制度の検討と賃貸契約保証料・火災保険料の補助制度の新設を要望いたします。

2. 「(3) 保健及び医療の確保について」への意見

高齢化、路上生活の長期化、就労意欲の低下という調査結果に着目すると、従来の就労自立を目指す施策中心では十分ではありません。基本方針にあるように総合的かつきめ細やかな施策の実施が必要とされます。特に、保健・医療の分野の連携・協力がより一層求められます。そこで、実際に連携や協力を得られるように福祉事務所への保健師の設置等、具体的な予算措置を要望いたします。

3. 「(4) 生活に関する相談及び指導に関する事項について」への意見

ホームレスの自立支援のために中心的な役割を担う福祉事務所では、被保護者の増加に伴い、ケースワーカー1人あたりの担当被保護者数も増え、国の基準を大幅に上回っているところも多く見受けられます。ケースワーカーが健康を害しながらも業務に当たっている例も見ます。そのような中では、ホームレスの相談にじっくりと耳を傾けることは難しい状態です。実情を調査し適正な人員配置の指導を要望致します。

4. 「(6) ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援について」への意見

ホームレス状態に陥ってからの支援だけではなく予防策が必要です。昨今話題になっている「ワーキングプア」や「ネットカフェ難民」はホームレスになることを余儀なくされる恐れのある方たちです。これらの人達は、就労が一定程度確保されながらも不安定であり、そのことが居住の不安定を生み出しています。これらの人達がホームレス状態に陥らないように予防する視点から、街中で気軽に就労や住居、生活課題について一体的に相談に応じられ、情報提供の受けられる「総合相談所」が必要と思います。

5. ホームレスから脱却した人へのアフターフォローについて

野宿生活から脱却したにも関わらず、再度野宿へ戻ってしまう人たちも多くみかけます。前述した東京都の地域生活移行支援事業では、日本社会福祉士会等の民間の生活サポート団体がアパートへ移ってからのアフターフォローを行いました。地方公共団体や関係団体の連携、既存の支援施設の柔軟な活用も含めて、脱却後の地域生活を支えるシステム作りを推進することについて、「取組方針」の一項目としてとりあげることを要望致します。

基本方針（案）の中で、ホームレスの自立支援等に民間団体との連携・協力を求め、

私たち社会福祉士、日本社会福祉士会の名も入っております。社会福祉士は利用者の生活を支える専門職として倫理綱領に則ってホームレスの方たちに関わり信頼を得てまいりました。また、日本社会福祉士会は全国組織であり、ホームレス数が少ない地方公共団体においても多くの会員が会の活動として、または自主的にホームレスの方たちの自立の支援に携わっています。

今後も、ホームレスの方たちだけでなくソーシャルインクルージョンやノーマライゼーションの実現を目指して地域福祉の向上に貢献してまいりたいと考えます。一層、私たちの専門的知識や技術が活用できる場が広がることを願っております。

以 上